令和２年度　業務説明会

自動車監査の仕事について

令和2年8月20日

近畿運輸局自動車監査指導部

安全は、運輸行政・運輸事業者の社会的責務

運送事業者は、旅客・貨物を、安全、迅速かつ正確に輸送する使命を持っています。その上、国民生活や経済産業活動に欠くことのできない重要な位置づけにあります。

したがって、輸送の安全を確保することは、事業者や従業員に課せられた絶対的な条件であり、社会的責務でもあります。

自動車監査指導部は、運送事業者が適正な事業運営で社会的責務が果たせるよう指導することが大きな目的です。

業務は、監査・指導と運輸安全マネジメント評価を中心に行っています。

道路運送法　第１条（目的）

この法律は、＜中略＞道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉の増進することを目的とする。

貨物自動車運送事業法　第１条（目的）

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

経緯

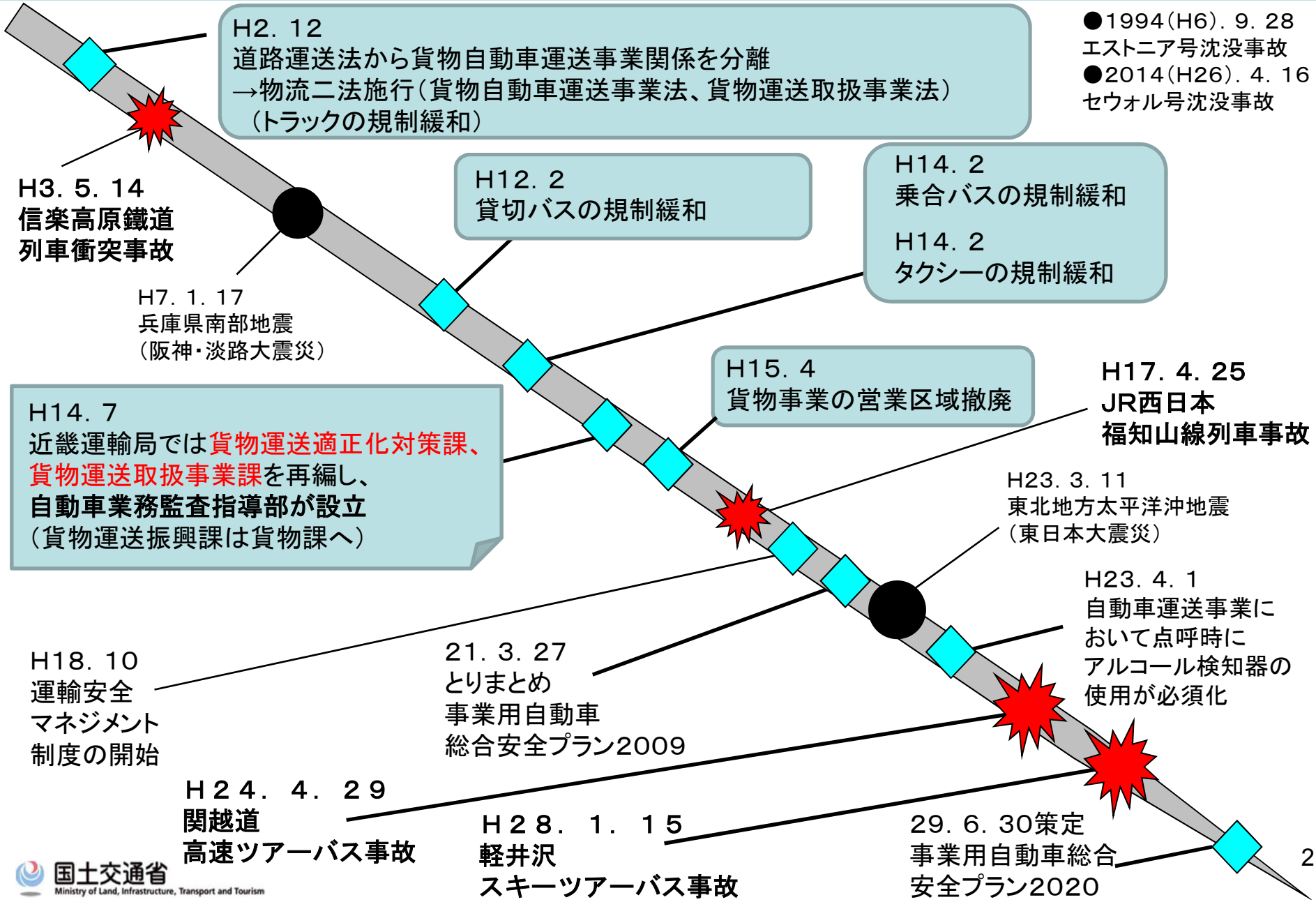
H2．12
道路運送法から貨物自動車運送事業関係を分離
→物流二法施行（貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法）
（トラックの規制緩和）
●1994（H6）．9．28
エストニア号沈没事故
●2014（H26）．4．16
セウォル号沈没事故
H3．5．14
信楽高原鐵道
列車衝突事故
H12．2
貸切バスの規制緩和
H14．2
乗合バスの規制緩和
H14．2
タクシーの規制緩和
H7．1．17
兵庫県南部地震
（阪神・淡路大震災）
H15．4
貨物事業の営業区域撤廃
H17．4．25
JR西日本
福知山線列車事故
H14．7
近畿運輸局では貨物運送適正化対策課、
貨物運送取扱事業課を再編し、
自動車業務監査指導部が設立
（貨物運送振興課は貨物課へ）
H23．3．11
東北地方太平洋沖地震
（東日本大震災）
H23．4．1
自動車運送事業に
おいて点呼時に
アルコール検知器の
使用が必須化
H18．10
運輸安全
マネジメント
制度の開始
21．3．27
とりまとめ
事業用自動車
総合安全プラン2009
Ｈ２４．４．２９
関越道
高速ツアーバス事故
Ｈ２８．１．１５
軽井沢
スキーツアーバス事故
29．6．30策定
事業用自動車総合
安全プラン2020

運輸安全マネジメントとは？　保安監査とは？

●平成18年までの行政手法

安全規制

＋

保安監査

●車両・施設等、事業参入時の基準の設定

●基準に対する適合性の検査実施

●平成18年以降の行政手法

安全規制

＋

保安監査

運輸安全マネジメント制度

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等経営部門に対するインタビュー等を通じた、自主的な安全管理体制の構築に対する支援制度（予防安全型）

【主な特徴】

○事業者の安全管理体制の構築・改善の状況等を確認し、自主的な安全管理体制の構築のため評価・助言（自らのやる気喚起型）

○経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体制の構築・改善（スパイラルアップ（継続適改善））を期待

○自律的な取組が継続的に効果を上げているかどうかを評価（結果に強制力なし）

○漢方薬のように中長期的に効果が発現することを期待（体質改善）

定期的に評価を行い、助言をする

相互補完的に密接に作用

基準策定・保安監査

事業者の現場における業務実施状況のチェックを通じた事後監督制度（是正型）

【主な特徴】

○安全に関する法令等基準を策定

○事業者の基準（法令、命令事項等）への遵守状況等を確認し、改善命令等により改善を意図

○現場における施設や取組内容等の基準・法令等への適合を意図

○外科療法や風邪薬のように短期的に効果が発現することを意図（即効性）

違法行為に対して監査し、処分

車の両輪となって実施

運輸の、より一層の安全確保が図られる

運輸安全マネジメント制度制定

●平成17年3月　鉄道

線踏切障害事故
《死者2名、負傷者2名》

●平成17年4月　自動車

バス転覆事故 《死者3名、負傷者20名》

●平成17年5月　海運

フェリー防波堤衝突《負傷者23名》

●平成17年4月　鉄道

列車脱線事故
《死者107名、
負傷者562名》

●平成17年4月　自動車

トラック踏切衝突事故 《飲酒運転》

●平成17年3月　航空

客室乗務員の非常口扉の操作忘れ

平成17年　ヒューマンエラーに起因する事故・トラブルが多発

考えられる原因：
① 経営陣の安全確保に対する関与が不十分
② 経営・現場間の意思疎通・情報共有が不十分　など

運輸安全マネジメント制度概要

〇過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組（事故の未然防止）について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要。
〇このため、陸・海・空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート。
〇これまでに全国で延べ10,158回（平成31年3月末時点）の評価を実施し、**運輸事業者の安全性向上に大きく寄与。**

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者

◆各事業法に基づき、①安全統括管理者（役員以上）の選任、②安全管理規程の作成等の義務付け
◆経営トップのリーダーシップの下、現場から経営陣まで一丸となって、自主的な安全管理体制を構築・運営

① 安全方針の策定・周知
② 安全重点施策の策定、見直し
③ コミュニケーションの確保
④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
⑤ 教育・訓練の実施
⑥ 内部監査の実施　等

評価
啓発

国土交通省

◆運輸安全マネジメント評価
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
◆セミナー、シンポジウムの実施
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

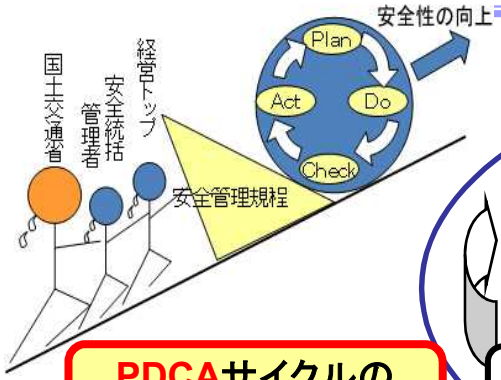

PDCAサイクルのイメージ

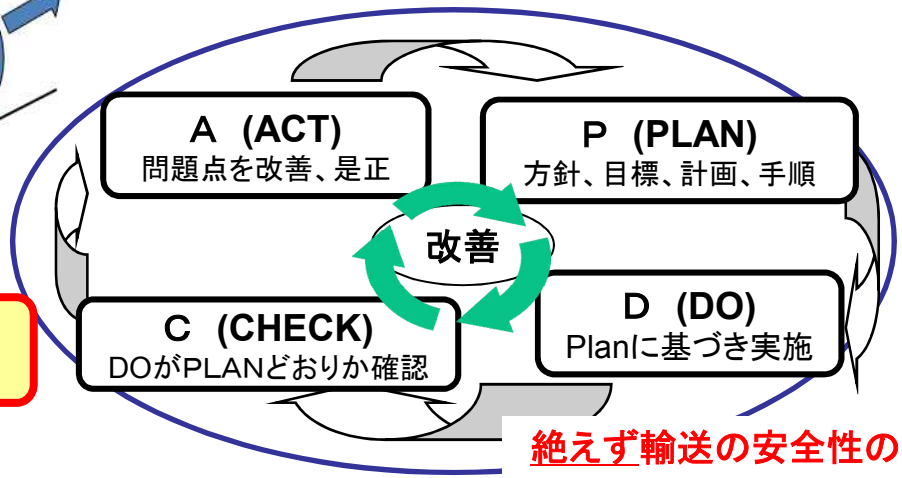

運輸安全マネジメント評価の実施の様子

絶えず輸送の安全性の向上に努める

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

監査を実施する端緒（理由）

社会的に影響がある事故を起こした場合

新規許可又は事業の譲受の認可を受けた場合（旅客のみ）

このように違法性が予想される場合に監査を実施します。
監査は、必ず複数の監査官で行ないます。

悪質違反（酒酔い運転、過労運転、ひき逃げ等）を引き起こした場合

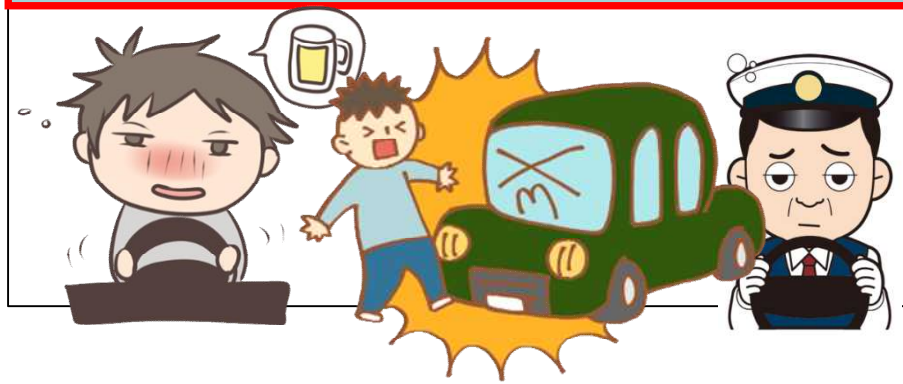

警察や労働局など関係機関からの通報があった場合

・交通違反や労働時間等の違反

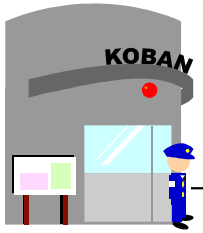

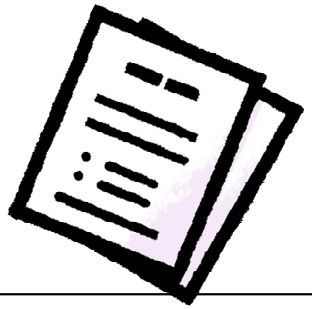

監査と行政処分の内容について

監査端緒

・死亡事故、悪質違反（酒気帯び、ひき逃げ等）
・労働局等関係機関間からの通報　　他

・指導が必要な場合

・運行実態の確認

無通告立入り（臨店）

呼　　出

バス発着場等

特別監査 （全般を確認する監査）	一般監査 （重点事項を定めて行う監査）	呼出指導 （法令遵守に関する指導）	街頭監査（※） （運行実態を確認する監査）

※違反が見つかった場合には、
指導事項通知書を交付等

違反あり　　違反なし

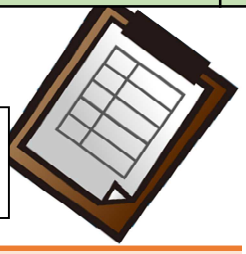

<行政処分等を受けると事業者名を公表>
事業者が行政処分等をされた場合や累積点数が２１点以上に**なった場合などについては、運輸局等のインターネットホームページを**通じて公表されます。

改善指示書の交付
聴聞・弁明の機会の付与

行政処分
※基準に基づき違反内容等に応じた行政処分等を行う。
行政処分の種類は
・自動車その他の輸送施設の使用停止
・事業の一部もしくは全部の停止
・事業許可の取消

3ヶ月以内にフォローアップ（FU）監査（改善状況確認）

改善否の場合は特別監査

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

その他の取組みについて

新規指導講習会・集団指導講習会の開催

関係法令遵守と事業用自動車に対する安全対策等の周知のため、新規事業者に対する指導講習会とともに、長期に監査を実施していない事業者を中心に開催する。

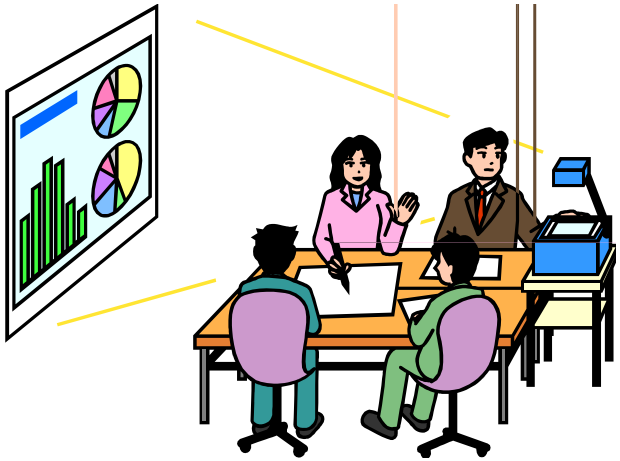

事業用自動車総合安全プラン２０２０

近年、交通事故は着実に減少傾向にあるものの、事業用自動車による事故発生状況は、横ばいとなっている。

それに加え、軽井沢スキーバス事故を受けて新たな安全対策が策定されたこと、自動車の先進安全技術の普及が進みつつあること等の自動車事故を巡る状況変化、人口減少や高齢化の進展、オリンピック・パラリンピックの開催等をふまえ、従前の安全プラン２００９を改訂し、新たに安全プラン２０２０を策定しました。

	２０２０プラン（平成３２年までに）		２００９プラン（平成３０年までに）
・死者数	２３５人	←	２５０人
・事故件数	２３，１００件	←	３０，０００件
・飲酒運転	０件（継続）	←	０件

事業用自動車総合安全プラン２０２０

～行政・事業者・利用者が連携した安全トライアングルの構築～

平成２９年６月

事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会

近畿管内監査指導業務体制

国土交通省

近畿運輸局

自動車監査指導部

自動車監査指導部長

- 首席自動車監査官（旅客担当）
  - 自動車監査官（安全・監査）
    - 係員
- 首席自動車監査官（貨物・安マネ担当）
  - 自動車監査官（安全・監査）
  - 自動車監査官（安全・監査）
- 自動車監査指導部次長

16名

管内運輸支局

- 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官（監査）
  - 運輸企画専門官
    - 係員
  - 14名
- 京都運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査）
  - 運輸企画専門官
  - 5名
- 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官（企画輸送・監査）
  - 運輸企画専門官
  - 4名
- 滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官 （企画輸送・監査）
  - 運輸企画専門官
    - 係員
  - 5名
- 和歌運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査）
  - 運輸企画専門官
  - 4名

神戸運輸監理部

神戸運輸監理部兵庫陸運部

- 兵庫陸運部長
  - 首席運輸企画専門官（監査）
    - 運輸企画専門官
      - 係員
  - 9名

監査指導部の魅力について

1. フィールドワーク

2. 事務官と技官の合同チーム

3. チームワーク

4. ワークライフバランス

5. 正義の味方